

# 保護預かり規定

(セーフティー・バッグ、セーフティー・ケース)

## 1. (保管物の範囲)

- (1) セーフティー・バッグまたはセーフティー・ケースには、次に掲げるものを収納することができます。
  - ① 公社債券、株券その他有価証券
  - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます）は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。
- (3) 保護預かりには、次に掲げるものを収納することができません。
  - ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
  - ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護預かりの通常の用法による保管に適さないもの

## 2. (利用目的の確認)

- (1) 保護預かりの契約の締結または利用等にあたっては、お客さまは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、保護預かり品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2) 保護預かりが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、カメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で保護預かりの利用状況を確認させていただきます。

## 3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までにお客さま、または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 4. (手数料)

- (1) 保護預かりの手数料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当行所定の日に、お客さまが指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月の翌月から最初に到来する3月までの手数料を月割計算により支払ってください。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

## 5. (鍵の保管)

セーフティー・バッグの場合は、付属する鍵1本をお客さまが保管してください。

セーフティー・ケースの場合は、付属する鍵正副2本のうち、正鍵はお客さまが保管し、副鍵は当行立会いのうえお客さまが届出の印章により封印し、当行が保管します。なお、正鍵の複製はできません。当行が保管する副鍵については外部業者に保管を委託する場合があります。

## 6. (代理人の届出)

保護預かり品の受渡しにあたって、お客さまが代理人を指名する場合は当行にお届けください。

なお、代理人は、原則として、個人のお客さまについては親族、法人・団体のお客さまについては役職員とします。

## 7. (保護預かり品の受渡し等)

- (1) 保護預かり品の受渡しを請求するときは、お客さま、またはお客さまがあらかじめ届出た代理人が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印し、保護預かり証書とともに提出してください。
- (2) セーフティー・バッグまたはセーフティー・ケースの開錠および施錠は、当行所定の鍵を使用してください。
- (3) 保護預かり品の出し入れは、当行の営業時間中に店舗内で行ってください。

## 8. (届出事項の変更等)

- (1) 保護預かり証書、印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面その他当行の定める方法によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 9. (保護預かり証書、印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 保護預かり証書、印章、鍵を失った場合の保護預かり品の受渡しまたは保護預かり証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が保護預かりの変更を求めたときは、直ちにこれにに応じてください。

## 10. (印鑑照合等)

保護預かり証書、保護預け品一時引渡依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預かり品の受渡しその他の取扱いをしましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

## 11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人が選任されている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

## 12. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、保護預かり関連設備の故障等が発生した場合には、保護預かり品の受渡しに応じられないことがあります。このために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保護預かり品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) お客さまもしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預かり品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この保護預かりは、お客さま、お客さまの代理人またはお客さまが法人である場合には当該法人の役員等が、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの保護預かりの使用申込みをお断りするものとします。

## 14. (解約等)

- (1) この契約は、お客さまの申出によりいつでも解約することができます。この場合、保護預かり証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ、保護預かり証書を提出し、保護預かり品を引取り、セーフティー・バッグまたはセーフティー・ケースの鍵を返却してください。なお、保護預かり証書、鍵または印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
  - ① お客さまが手数料を支払わないとき
  - ② お客さまについて相続の開始があったとき
  - ③ お客さまもしくは代理人の責めに帰すべき事由または保護預かり品の変質等により当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤ お客さままたは代理人がこの規定に違反したとき
  - ⑥ お客さまが存在しないことが明らかになったときまたはお客さまの意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
  - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
  - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
  - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、お客さま、お客さまの代理人またはお客さまが法人である場合には当該法人の役員等が、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの保護預かりの利用を停止し、またはお客さまに通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをとってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 保護預かり使用申込時、または各種取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること
- ③ 自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いてまたは威力を用いて当行の信用をき損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他上記AからDに準ずる行為
- (4) 前3項の保護預かり品の引取り、セーフティー・バッグまたはセーフティー・ケースの鍵の返却が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項、第2項または第3項の保護預かり品の引取り、セーフティー・バッグまたはセーフティー・ケースの鍵の返却が3か月以上遅延したときは、当行はセーフティー・バッグの開封または副鍵を使用してセーフティー・ケースを開扉のうえ、保護預かり品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行はセーフティー・バッグの開封またはセーフティー・ケースの開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用はお客様の負担とします。
- (6) 手数料、遅延損害金その他お客様が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

15. （保護預かり関連設備の修繕、移転等）

保護預かり関連設備の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が保護預かり品の一時引取り、または保護預かりの変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

16. （緊急措置）

法令の定めるところにより保護預かりの保管物の開示、もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災、保護預かり品の異変等緊急を要するときは、当行は保護預かりを開封、もしくは開扉し、その他臨機の措置をすることができるものとします。このために生じた損害について当行は責任を負いません。

17. (譲渡、転貸等の禁止)

この契約によるお客さまの権利および保護預かり品、保護預かり証書、鍵は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

18. (準拠法、合意管轄)

- (1) この規定に基づく取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19. (規定の改訂)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2026年4月1日現在)